

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画 環境影響評価準備書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、事業の実施に当たっては、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- (3) 環境監視については、関係機関の意見を踏まえ具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。また、必要に応じ適切な措置を講ずること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、海上輸送の活用や効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化、低公害車の積極的な使用、伊勢湾岸自動車道の利用促進などの環境保全措置を徹底すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺で現状においても二酸化窒素濃度が比較的高い地域があることから、施設の稼働に当たっては、排煙脱硝装置等の適切な運転管理及び維持管理を徹底すること。

3 水質

- (1) 陸域の掘削工事等による濁水の流出防止のため、仮設沈殿池の設置及び維持管理を適切に行うとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- (2) 海域での工事の実施に当たっては、濁りの影響を低減するために、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 工事の実施に当たっては、ハヤブサについて、知多市での現地調査において繁殖行動が確認されたことから、工事中の環境監視を実施すること。また、環境監視において、ハヤブサの繁殖行動が見られた場合は、専門家の指導・助言を得ながら適切に対応すること。
- (2) 緑地については、できる限り早期の回復が図られるよう緑地整備の具体的な工程を明らかにするとともに、必要に応じ専門家の指導・助言を得て、動物の生息

環境に十分配慮した植栽や外来種の侵入防止等に努めること。

- (3) 施設の稼働に当たっては、冷却水の放水口において残留塩素が検出されないように海水電解装置の管理を徹底すること。

5 廃棄物等

工事中及び供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

6 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素については、発電電力量当たりの排出量に加え、年間の総排出量を踏まえた評価を実施すること。

7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。